消 防 予 第 67 号
令和８年２月 24 日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消 防 庁 予 防 課 長
（ 公 印 省 略 ）

医療法等の一部を改正する法律の施行に伴うオンライン診療受診施設に係る
消防法令上の取扱いについて（通知）

医療法等の一部を改正する法律（令和７年法律第 87 号）により、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）にオンライン診療受診施設（改正後の医療法第２条の２第２項に規定するものをいう。以下同じ。）に係る規定が新たに設けられるなどの改正が行われました。

オンライン診療受診施設に係る規定については、令和８年４月１日から施行されることを踏まえ、オンライン診療受診施設の消防法令上の取扱いを下記のとおりとりまとめましたので、執務上の参考としてください。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

記

１　オンライン診療受診施設は、当該施設の設置者が、業として、オンライン診療（※）を行う医師又は歯科医師の勤務する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院に対して、その行うオンライン診療を患者が受ける場所として提供する施設とされること。また、当該施設において、医師又は歯科医師が、対面によって、公衆又は特定多数人のために医業又は歯科医業を行うことはないこと。

※　オンライン診療とは、改正後の医療法第２条の２第１項において、医師又は歯科医師の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と患者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用し、映像及び音声の送受信により、医師又は歯科医師及び遠隔の地にある患者が相手の状態を相互に認識しながら通話することが可能な方法による診療と定義されている。

2　消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号。以下「令」という。）別表第一に掲げる防火対象物の用途の判定に当たっては、当該場所そのものとしては基本的に令別表第一（15）項として取り扱うことが想定されるところであり、施設の利用実態を踏まえ適切にその用途を判断すること。

3　オンライン診療受診施設は、公民館、郵便局、駅ナカブース、職場等の一角に開設されることが想定されるが、当初予想されなかった新たな形態の施設が出現等した場合は、消防庁予防課に連絡されたいこと。

消防庁予防課
担当：明田、関、松下、樋口
電話：03-5253-7523
MAIL：yobo@soumu.go.jp